

栗山町海外販路開拓支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 町内に本社及び事業所のある中小企業等が、海外への販路の開拓及び拡大を推進するため、国内外で実施される展示会、見本市、商談会等（以下「展示会等」という。）への出展に要する経費の一部を補助することにより、町内中小企業等の海外における事業の展開を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者で、営利を目的として町内に事務所若しくは事業所を設ける法人（町内に本社がある株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社及び有限会社とする。）又は個人事業者をいう。
- (2) 農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画認定申請書を町へ提出し、その認定を受けた者。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、町内で事業を営む中小企業者及び農業者であって次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税等に滞納がないこと。
- (2) 当該補助金の交付を当該年度に受けたことがないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、販売を主目的としない展示会等に係る経費で、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 出展料 展示会等の主催者が定めた出展小間料及び会場使用料をいう。
- (2) 運搬費 展示会等の出展に必要な展示品運搬費をいう。
- (3) 旅費 公共交通機関利用に係る運賃、有料道路通行料、レンタカー代
- (4) 広告宣伝費 パンフレット、チラシ作成費等
- (5) 通訳費 通訳雇用費、翻訳費
- (6) その他町長が適当と認める経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において交付するものとし、補助対象経費の合計額の2分の1以内、20万円を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国、道又は公的団体から補助を受けている場合は、当該補助金額を控除した残りの額を補助対象経費とする。
- 3 第1項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、展示会等の1か月前までに、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 積算金額の根拠書類
- (3) 出品予定商品、製品が分かる資料
- (4) 展示会等の開催要領の写し
- (5) 納税証明書
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の変更)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容等に変更が生じたとき（町長が認める軽微な変更を除く。）又は、補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに補助対象事業変更（中止）申請書（様式第4号）により町長の承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、当該補助事業を完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第6号）
- (2) 補助対象経費の内訳が確認できる書類及び領収書等の写し
- (3) 事業実施を確認できる展示会等開催パンフレット、出展写真等
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定及び交付)

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項に規定する決定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項に規定する補助金交付請求書を受理したときは、速やかに補助事業

者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第 11 条 補助事業者が、次の各号の一に該当する場合は、交付決定を取り消すものとし、既に補助金の交付を受けている場合は、補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた場合

(2) その他町長が不適當と認めた場合

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。